

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）……………一



地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二百九十五条第三項の政令で定める基準）</p> <p><b>第四十七条の三</b> 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二百九十五条第三項の市町村の条例で定める金額は、当該条例で基本額として定める一定金額に、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。</p> <p>二及び三 略</p> <p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）</p> <p><b>第五十七条の二</b> 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人</p>	<p>（法第二百九十五条第三項の政令で定める基準）</p> <p><b>第四十七条の三</b> 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二百九十五条第三項の市町村の条例で定める金額は、当該条例で基本額として定める一定金額に、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <p>の数に一を加えた数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。</p> <p>二及び三 略</p> <p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）</p> <p><b>第五十七条の二</b> 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人</p>

の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）を除く。  
 ）及び第五十七条の五の二（第八号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五の二 第八号	市町村民税	都民税
	略	

（法第七百四十七条の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七条の五の二 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 自動車税の種別割
- 八 法人の市町村民税
- 九 固定資産税
- 十 軽自動車税の種別割
- 十一 事業所税
- 十二 都市計画税

附則

の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）を除く。  
 ）及び第五十七条の五の二（第七号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五の二 第七号	市町村民税	都民税
	略	

（法第七百四十七条の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七条の五の二 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 法人の市町村民税
- 八 事業所税

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第三十九条 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する特例対象資産で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 家屋 一の家屋の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 機械及び装置 一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第四号において同じ。)の取得価額が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの  
三 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

五 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

六 構築物 一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

2 法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する特例対象資産について同条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長(当該特例対象資産が法第三百八十九条の規定の

（令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付  
金の特例）  
第三十九条 略

適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等（同条第一項に規定  
する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事に提出しな  
ければならない。  
（令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付  
金の特例）  
第四十条 略